

長崎県後期高齢者医療広域連合告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第243条の3第1項及び長崎県後期高齢者医療広域連合の財政状況の公表に関する条例(平成19年広域連合条例第9号)第3条第2項の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合の令和4年度上半期(令和4年4月1日から令和4年9月30日まで)の財政状況を、次のとおり公表する。

令和4年12月16日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 田 上 富 久

令和4年度上半期(令和4年4月1日～令和4年9月30日)の財政状況

(1) 令和4年度歳入歳出予算の執行状況

① 一般会計

(歳入)

(単位:千円)

款	内 容	予算現額 A	収入済額 B	収入率 (B/A)
1	分担金及び負担金	199,814	100,563	50.3%
2	国庫支出金	1	0	0.0%
3	県支出金	1	0	0.0%
4	財産収入	1	247	24,697.7%
5	寄付金	1	0	0.0%
6	繰入金	26,738	26,737	100.0%
7	繰越金	1	12,617	1,261,734.0%
8	諸収入	5	20	391.2%
歳入合計		226,562	140,183	61.9%

(歳出)

(単位：千円)

款	内 容	予算現額 A	支出済額 B	執行率 (B/A)
1 議会費	議会の運営に係る経費	3,100	596	19.2%
2 総務費	広域連合の運営に係る経費	221,215	28,201	12.8%
3 公債費	一時借入金利子	1	0	0.0%
4 予備費	不測の支出に備える経費	2,246	0	0.0%
歳出合計		226,562	28,797	12.7%

歳入歳出差引 111,386千円

② 後期高齢者医療特別会計

(歳入)

(単位：千円)

款	内 容	予算現額 A	収入済額 B	収入率 (B/A)
1 市町支出金	保険給付に係る事務経費及び保険料等	37,410,476	14,897,382	39.8%
2 国庫支出金	国からの負担金等	79,732,263	46,800,214	58.7%
3 県支出金	県からの負担金等	19,236,488	9,102,243	47.3%
4 支払基金 交付金	国保及び健保等現役世代の負担分に係る支払基金からの交付金	89,797,231	38,139,951	42.5%
5 特別高額医療費 共同事業交付金	特別高額医療費に係る国保中央会からの交付金	113,197	0	0.0%
6 寄付金	寄付金	1	0	0.0%
7 繰入金	一般会計及び基金からの繰入金	1,040,529	1,040,528	100.0%
8 繰越金	前年度決算剰余金	1,100,000	7,442,835	676.6%
9 県財政安定化基金 借入金	県財政安定化基金からの借入金	1	0	0.0%
10 諸収入	預金利子等	220,296	61,243	27.8%
歳入合計		228,650,482	117,484,395	51.4%

(歳 出)

(単位：千円)

款	内 容	予算現額 A	支出済額 B	執行率 (B/A)
1 総 務 費	保険給付に係る事務経費等	506,323	152,678	30.2%
2 保 険 給 付 費	療養諸費、高額療養諸費等保険給付費	226,478,416	92,605,603	40.9%
3 県財政安定化基金 拠出金	財政安定化基金に係る 広域連合の負担分	1	0	0.0%
4 特別高額医療費 共同事業拠出金	特別高額医療費に係る 広域連合の負担分	113,318	0	0.0%
5 保 健 事 業 費	健康診査費、はりきゅう 施術助成金等	999,126	151,104	15.1%
6 基 金 積 立 金	財政調整基金への積立	34,000	0	0.0%
7 公 債 費	一時借入金利子等	2	0	0.0%
8 諸 支 出 金	償還金及び還付加算金 等	28,410	0	0.0%
9 予 備 費	不測の支出に備える経 費	490,886	0	0.0%
歳 出 合 計		228,650,482	92,909,384	40.6%

歳入歳出差引 24,575,011千円

(2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高

① 財産現在高

区 分	数 量	摘 要
公 有 財 産	なし	
物 品 (うち取得価格1件50万円以上の 重要物品)	728個 (4個)	(重要物品) 財務会計システム1本、標準システム用サーバー 一式、広域連合内セキュリティシステム一式、 ファイルサーバー一式
債 権	なし	
基 金	8,966,159千円	

② 地方債（広域連合債）現在高

令和4年9月30日現在において、地方債の借入はありません。

③ 一時借入金現在高

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの間に、一時借入金の借入はありません。

注意

- 文中及び各表中の金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満は四捨五入している。また、合計と内訳との調整等を行っていない。
- 文中及び各表中の比率は、原則として少数第2位を四捨五入し、少数第1位まで表示している。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。